

官民協働海外留学支援制度実施細則を次のように定める。

平成26年11月11日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## 官民協働海外留学支援制度（日本代表プログラム）実施細則

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 派遣留学生の資格及び全国コースによる派遣留学生に対する奨学金等の支給（第2条—第10条）

第3章 地域人材コースの地域事業交付金（第11条—第22条）

第4章 地域人材コースによる派遣留学生に対する奨学金等の支給その他必要な事項（第23条—第26条）

第5章 雑則（第27条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、官民協働海外留学支援制度（日本代表プログラム）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第23号。以下「規程」という。）

第5条、第6条、第9条、第14条、第16条、第19条及び第22条の規定に基づき、派遣留学生の資格、派遣留学生に対する奨学金（高校生コースにあっては現地活動費）、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）の支給、地域協議会に対する地域事業交付金の交付その他の事項に関し、必要な事項を定める。

第2章 派遣留学生の資格及び全国コースによる派遣留学生に対する奨学金等の支給

（第二種奨学金の家計基準を満たすものとみなす場合）

第2条 規程第5条第2項ただし書の別に定める要件を満たす場合とは、同項の収入基準額を超える場合であって、理事長が別に定める支援予定人数の1割程度を上回らない人数を採用するときをいう。

（採用の取消し及び辞退）

第3条 理事長は、全国コースによる派遣留学生が規程第5条第1項に掲げる要件のいずれかを満たさなくなると判断した場合、留学期間が28日（高校生コースにおいては14日）に満たなくなった場合、当該派遣留学生が提出する誓約書の記載内容

を遵守しなかったことが判明した場合、学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合又は本制度による支援を受けるにふさわしくないと判断した場合には、全国コースによる派遣留学生としての採用の取消し又は支援の打切りを行う。

- 2 全国コースによる派遣留学生は、在籍する大学等（以下「大学等」という。）を通じ、渡航前に採用を辞退することができるものとし、大学等の長は、派遣留学生から採用の辞退の申出があった場合、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が認める書類により、当該派遣留学生の採用の辞退の申出を理事長に届けるものとする。
- 3 理事長は、第1項に規定する採用の取消し等を行った場合又は前項に規定する採用の辞退の届出があった場合、奨学金等を当該派遣留学生に支給せず、既に派遣留学生へ支給済みの場合はその全部又は一部を返納させることができる。

（計画の変更）

第4条 大学等の長は、全国コースによる派遣留学生が奨学金等の支給期間又は留学計画の変更を希望する場合、変更内容を確認した上で、機構が認める書類により、その変更を理事長に申請するものとする。

- 2 理事長は、次の各号の条件を全て満たしていると判断した場合に限り、奨学金等の支給期間の変更を承認する。
  - (1) 査証発給の遅れや病気など、やむを得ない理由によること。
  - (2) 変更後の奨学金等の支給期間が、採用時の期間を超えないこと。
- 3 理事長は、変更申請された留学計画が採用時の留学計画と同等の質を確保していると判断した場合に限り、留学計画の変更を承認する。

（奨学金等の支給方法）

第5条 大学等（高等課程を置く専修学校及び規程第1条に定める高等学校（以下「高等学校等」という。）を除く。以下この条、第8条第1項、第9条、第10条及び別表第5において同じ。）の長は、全国コース（高校生コースを除く。以下この条において同じ。）による派遣留学生の申請に基づき、機構が認める書類により、奨学金等の支給を理事長に申請するものとする。

- 2 理事長は、前項による申請の内容を審査の上、大学等が設置する銀行口座に奨学金等を振り込む。
- 3 大学等の長は、前項により受領した奨学金等を、次に掲げる方法により支給する。
  - (1) 奨学金

大学等の長は、全国コースによる派遣留学生の大学等での在籍及び留学先における学修・実習状況を確認（以下「在籍確認」という。）した上で、別表第1に定める月額（第2条により採用する場合は、留学先地域にかかわらず、一律60,000円）を、次に掲げる方法により、一月ごと支給するものとする。

ア 留学開始月、留学終了月又は支給期間中に留学先を離れ、一月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しないものとする。

イ 一月のうちに別表第1による留学先地域の地区が複数にまたがる場合は、当該月のうちより多くの日数を留学する地区の月額を支給するものとする。

この場合において、複数の地区の留学日数が同じであるときは、より高い地区の月額を支給する。

(2) 留学準備金

全国コースによる派遣留学生に対しては、規程第6条第2項に定める留学準備金として別表第3に定める金額を、原則として留学開始前に支給する。

(3) 授業料

全国コースによる派遣留学生に対しては、大学等の長は、留学先における授業料として別表第4に定める金額を、原則として留学開始前に支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合は支給しない。

ア 学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は授業料全額免除となっている場合

イ 留学先機関が大学又は大学院以外の場合

4 大学等の長は、全国コースによる派遣留学生に奨学金等を支給した際には、派遣留学生から受領書を徴収し保管するか、又は、銀行の振込受領書等を保管するものとする。

(高校生コースによる奨学金等の支給)

第6条 高等学校等の長は、高校生コースによる派遣留学生の申請に基づき、機構が認める書類により、奨学金等の支給を理事長に申請するものとする。

2 理事長は、前項による申請の内容を審査の上、高校生コースによる派遣留学生又はその保護者名義の銀行口座に別表第2に定める留学先の地域区分に応じて奨学金等を支給する。

3 高等学校等の長は、在籍確認その他支給にあたり必要な報告を行うものとする。

(高校生コースによる奨学金等の支給方法)

第7条 規程第2条第3項第1号、第2号及び第4号から第6号までに定める分野の奨学金等は、次に掲げる方法により支給する。

(1) 現地活動費、往復渡航費及び授業料

規程第2条第3項第1号に定める分野にあつては別表第2の2に定める金額を、同項第2号及び第4号から第6号までに定める分野にあつては別表第2の3に定める金額を原則として留学開始前に支給する。

(2) 事前・事後研修参加費

研修に参加するための国内旅費の一部（鉄道運賃及び航空運賃等をいう。）として別表第5の2に定める金額を、研修会ごとに支給する。

2 規程第2条第3項第3号に定めるアカデミック（ロング）分野の奨学金等は、次に掲げる方法により支給する。

(1) 現地活動費

別表第2の4に定める金額を、原則として留学開始前に支給する。

(2) 留学準備金

ア 事前・事後研修参加費

研修に参加するための国内旅費の一部（鉄道運賃及び航空運賃等をいう。）

として別表第5の2に定める金額を、研修会ごとに支給する。

イ 往復渡航費

別表第3備考2に定める金額を、原則として留学開始前に支給する。

(3) 授業料

留学先における授業料相当額（学費及び登録料の合計額（授業料等が一部免除されているときは当該免除額を差し引いた額）をいい、宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費及び留学斡旋業者手数料等を除く。第11条第3号及び第24条第3項第3号において同じ。）を別表第4に定める金額を上限とし、原則として留学開始前に支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合は支給しない。

ア 学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は授業料全額免除となっている場合

イ 授業料・登録料が明確に区分できない場合

3 前2項の規定にかかわらず、第2条により採用する場合には、第1項第1号、前項第1号、第2号イ及び第3号に定める金額にそれぞれ0.6を乗じた金額を上限として支給するものとする。

（奨学金等を支給しない場合）

第8条 大学等の長は、第3条に規定するもののほか、派遣留学生に対する奨学金等の支給が不適切であると認められる場合、奨学金等は支給しないものとする。

2 理事長は、前項に該当する派遣留学生に対して既に奨学金等を支給している場合、奨学金等の全部又は一部を返納させるものとする。

（奨学金等の支給要件等の特例）

第8条の2 理事長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、派遣留学生に次の各号に掲げる事由が生じ、第4条に基づく変更の手続きがなされた場合、第5条第3項の規定にかかわらず、当該各号に定めるものを支給することができる。

(1) 留学先から一時的に離れ、日本国内で学修活動を継続する場合 別表第1に定める当該月分の奨学金

(2) やむを得ず留学先に留まらざるを得ない場合 別表第1に定める当該月分の奨学金

(3) 一時帰国を余儀なくされた派遣留学生が、再度留学先へ渡航する場合 別表第3備考3に定める金額

(4) 留学先への渡航ができず、日本国内で学修活動を開始する場合 別表第3に定める留学準備金及び別表第4に定める授業料

（高校生コースによる奨学金等の支給要件等の特例）

第8条の3 理事長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生コースによる派遣留学生において、留学先への渡航ができず日本国内で学修活動を開始する事由が生じ、第4条に基づく変更の手続きがなされた場合、第7条の規定にかかわらず、次の各号に定めるものを支給することができる。

- (1) 規程第2条第3項第1号に定める分野にあつては別表2の5に定める金額
- (2) 規程第2条第3項第2号及び第4号から第6号までに定める分野にあつては別表第2の6に定める金額
- (3) 規程第2条第3項第3号に定める分野にあつては一律300,000円  
(証拠書類の保管)

第9条 大学等の長は、奨学金等の申請における根拠資料及び派遣留学生の受領書又は銀行の振込受領書等、大学等が派遣留学生に奨学金等を支給したことを証明する書類の写し等を、留学期間の終了月の属する年度の翌年度から5年間、保管するものとする。

(受給証明書の発行)

第10条 大学等の長は、派遣留学生の申請に基づき、機構の認める書類により、機構に代わって奨学金等の受給証明書を発行することができるものとし、その際、必ず控えを取り保管するものとする。

### 第3章 地域人材コースの地域事業交付金

(交付金の額)

第11条 理事長は、採択を決定した地域協議会に対し、地域協議会が地域人材コースによる派遣留学生（令和4年12月末日までに留学を終了する者に限る。）に支給する奨学金等及び運営経費について、次に定める金額を地域事業交付金として交付するものとする。

#### (1) 奨学金

派遣留学生に支給する奨学金の金額の2分の1（交付決定日（規程第15条第2項により地域協議会に対し交付を決定した日をいう。以下同じ。）が平成30年3月31日以前の地域協議会であつて、交付決定日の属する年度の翌々年度の末日の翌日以降に留学を開始した派遣留学生に支給する奨学金の金額については、3分の1）の金額。ただし、1年につき1,200万円を上限とする。

#### (2) 留学準備金

##### ア 事前・事後研修参加費

研修に参加するための国内旅費の一部（鉄道運賃及び航空運賃等をいう。）として別表第5（高等学校等に在籍する生徒にあつては別表第5の2）に定める金額

##### イ 往復渡航費

別表第3備考2に定める金額の2分の1（交付決定日が平成30年3月31日

以前の地域協議会であって、交付決定日の属する年度の翌々年度の末日の翌日以降に留学を開始した派遣留学生に係る往復渡航費については、別表第3備考2に定める金額の3分の1)の金額

(3) 授業料

留学先における授業料相当額を別表第4に定める金額を上限とし、その金額の2分の1(交付決定日が平成30年3月31日以前の地域協議会であって、交付決定日の属する年度の翌々年度の末日の翌日以降に留学を開始した派遣留学生に係る授業料相当額については、別表第4に定める金額を上限とし、その金額の3分の1)の金額。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は授業料全額免除となっている場合

イ 授業料・登録料が明確に区分できない場合

(4) 運営経費

地域協議会が支出する運営経費の2分の1(交付決定日が平成30年3月31日以前の地域協議会であって、交付決定日の属する年度の翌々年度の末日の翌日以降に発生した運営経費については、3分の1)の金額(交付決定日から令和4年度の末日までに発生した別表第6に掲げる経費に限る。)

(交付金の交付の申請)

第12条 地域協議会の長は、前条の規定に基づく交付を受けようとするときは、機構が認める書類により、理事長に申請するものとする。

(交付の決定の通知)

第13条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査の上、交付額を決定し、交付の決定を地域協議会の長に通知(以下「交付決定」という。)するものとする。

2 理事長は、前項の交付額の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第14条 地域協議会の長は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは交付の申請を取り下げることができるものとし、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(交付金の支払)

第15条 理事長は、地域協議会から交付決定に記載された交付金の適正な請求があったときは、交付金を地域協議会に支払うものとする。

(交付決定の変更)

第16条 地域協議会の長は、申請の内容に変更が生じたときは、変更の申請を理事長に提出し、その承認を得なければならないものとする。

2 理事長は、前項の承認をする場合には、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定した事業の中止又は廃止)

第17条 地域協議会の長は、交付決定された事業を中止又は廃止しようとするとき

は、中止又は廃止の申請を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実施報告書)

第18条 地域協議会の長は、交付金会計報告及び事業実施報告を理事長が指定した期日までに提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第19条 理事長は、前条の規定による事業実施報告を受けた場合において、その事業実施報告等関係書類の審査及び必要に応じて行う調査により地域事業の実施結果が交付決定の内容(第16条第2項に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、地域事業に要した経費の額又は交付額のいずれか少ない額を交付すべき交付金の額として確定し、地域協議会の長に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により地域協議会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を求めるものとする。

3 前項の返還を求めた場合において、機構が指定した期限内に納付がないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 理事長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消し等)

第20条 理事長は、第17条により交付決定した事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 地域協議会が、法令、交付決定の内容又はこの細則に基づく理事長の指示に違反した場合

(2) 地域協議会が、交付金を交付決定した地域事業以外の用途に使用した場合

(3) 地域協議会が、地域事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情により、地域事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 理事長は、前項の規定により交付決定の取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

5 第3項に基づく加算金の納付及び前項の規定に基づく延滞金の徴収については、

前条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「前2項」と、「延滞金」とあるのは「加算金又は延滞金」と読み替えるものとする。

(交付金の経理)

第21条 地域協議会は、地域事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備するとともに、これらの帳簿及び書類を交付期間終了の翌年度初日を起算日として5年間保存しなければならないものとする。

2 交付金による利息等については、その全額を奨学金等又は運営経費に充当するものとする。

(報告の公表)

第22条 理事長は、第18条の規定により提出された事業実施報告書の全部又は一部を公表するものとする。

#### 第4章 地域人材コースによる派遣留学生に対する奨学金等の支給その他必要な事項

(準用)

第23条 第2章(第5条、第6条及び第7条を除く。)の規定は、地域人材コースによる派遣留学生に対する奨学金等の支給について準用する。この場合において、第3条、第4条及び第8条中「理事長」とあるのは「地域協議会の長」と、第3条及び第4条中「全国コース」とあるのは「地域人材コース」と、第3条、第4条及び第10条中「独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)」とあり、及び「機構」とあるのは「地域協議会」と読み替えるものとする。

(地域人材コースによる奨学金等の支給方法)

第24条 大学等の長は、地域人材コースによる派遣留学生の申請に基づき、地域協議会が認める書類により、奨学金等の支給を地域協議会の長に申請するものとする。

2 地域協議会の長は、前項による申請の内容を審査の上、大学等が設置する銀行口座に奨学金等を振り込む。

3 大学等の長は、前項により受領した奨学金等を、次に掲げる方法により支給する。

##### (1) 奨学金

大学等の長は、地域人材コースによる派遣留学生の大学等での在籍確認した上で、別表第1に定める月額(第2条により採用する場合は、留学先地域にかかわらず、一律60,000円)を、次に掲げる方法により、一月ごと支給するものとする。

ア 留学開始月、留学終了月又は支給期間中に留学先を離れ、一月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しないものとする。

イ 一月のうちに別表第1による留学先地域の地区が複数にまたがる場合は、当該月のうちより多くの日数を留学する地区の月額を支給するものとする。

この場合において、複数の地区の留学日数が同じであるときは、より高い地

区の月額を支給する。

(2) 留学準備金

地域人材コースによる派遣留学生に対しては、大学等の長は、当該派遣留学生が各研修に参加したことを確認した上で、当該研修に参加するための国内旅費の一部（鉄道運賃及び航空運賃等をいう。）及び前泊費として別表第5（高等学校等に在籍する生徒にあつては別表第5の2）に定める金額を事前・事後研修参加費として研修会ごとに支給し、別表第3備考2に定める金額を往復渡航費として、原則として留学開始前に支給する。

(3) 授業料

地域人材コースによる派遣留学生に対しては、大学等の長は、留学先における授業料相当額を別表第4に定める金額を上限とし、原則として留学開始前に支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合は支給しない。

ア 学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は授業料全額免除となっている場合

イ 学費・登録料が明確に区分できない場合

- 4 大学等の長は、地域人材コースによる派遣留学生に奨学金等を支給した際には、派遣留学生から受領書を徴収し保管するか、又は、銀行の振込受領書等を保管するものとする。

（奨学金等支給方法の特例）

第25条 第5条、第23条及び前条の規定にかかわらず、理事長は、特に必要と認めるときは、派遣留学生へ直接に奨学金等を支給できるものとする。この場合において、理事長は、当該派遣留学生の在籍する大学等の長等に対して派遣留学生に関する情報の提供を求めることができる。

（奨学金等の支給要件等の特例）

第26条 理事長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の各号に掲げる事由が生じた場合、第24条の規定にかかわらず、当該各号に定めるものを支給することができる。

- (1) 一時帰国を余儀なくされた派遣留学生が、再度留学先へ渡航する事由が生じ、第23条の規定により読み替えられた第4条に基づく変更の手続きがなされた場合  
別表第3備考3に定める金額
- (2) 第23条の規定により読み替えられた第3条第2項に規定する採用の辞退の届出があった場合 当該届出までの間に留学先への渡航の準備のために要した費用でその実費に相当する額（別表第3備考2に定める額を上限とする。）

## 第5章 雑則

（雑則）

第27条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則は、平成26年11月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第7号）

（施行期日等）

- 1 この細則は、平成27年7月17日から施行し、変更後の官民協働海外留学支援制度実施細則の規定は、平成27年度以降に採用する派遣留学生として採用される者に係る選考から適用する。

（経過措置）

- 2 施行日前に採用した派遣留学生に係る奨学金等の支給については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第13号）

この細則は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年細則第1号）

（施行期日等）

- 1 この細則は、平成28年1月7日から施行し、変更後の官民協働海外留学支援制度実施細則の規定は、平成27年7月1日以降に採用する派遣留学生として採用される者に係る選考から適用する。ただし、第6条及び第7条の規定は、平成27年10月21日以降に採用する派遣留学生として採用される者に係る選考から適用する。

（経過措置）

- 2 施行日前に採用した派遣留学生に係る奨学金等の支給については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第1号）

（施行期日等）

- 1 この細則は、平成29年1月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に採用した派遣留学生に係る奨学金等の支給については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第18号）

この細則は、平成29年6月12日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年細則第20号）

（施行期日等）

- 1 この細則は、平成29年10月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に採用した派遣留学生に係る奨学金等の支給については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年細則第8号）

この細則は、令和3年6月8日から施行し、改正後の第8条の2第5号及び第26条第2号の規定は令和2年2月27日から、第8条の2第2号の規定は令和2年3月18日から、第4条第2項の規定は令和2年3月24日から、第8条の2第1号の規定は令和

2年3月25日から、第8条の2第3号及び第4号並びに第26条第1号の規定は令和2年7月31日から、第26条第3号の規定は令和2年12月4日から、第11条の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年細則第9号）

この細則は、令和3年10月25日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年細則第4号）

この細則は、令和4年5月16日から施行し、改正後の第11条の規定は令和4年2月4日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年細則第6号）

この細則は、令和4年10月11日から施行する。

別表第1 第5条第3項第1号, 第8条の2第1号及び第2号並びに第24条第3項第1号関係

地域名・国名	金額
北米, シンガポール, 欧州 (以下の除外国を除く), 中近東 (除外国) アゼルバイジャン, アルバニア, アルメニア, ウクライナ, ウズベキスタン, エストニア, カザフスタン, キルギス, ジョージア, クロアチア, コソボ, スロバキア, スロベニア, セルビア, タジキスタン, チェコ, トルクメニスタン, ハンガリー, ブルガリア, ベラルーシ, ポーランド, ボスニア・ヘルツェゴビナ, 北マケドニア共和国, モルドバ, モンテネグロ, ラトビア, リトアニア, ルーマニア	160,000円
アジア (シンガポールを除く)・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除外国	120,000円

別表第2 第6条第2項関係

	地域区分
(1)	北米, 欧州, 中近東 (除外国) アゼルバイジャン, アルバニア, アルメニア, ウクライナ, ウズベキスタン, エストニア, カザフスタン, キルギス, ジョージア, クロアチア, コソボ, スロバキア, スロベニア, セルビア, タジキスタン, チェコ, トルクメニスタン, ハンガリー, ブルガリア, ベラルーシ, ポーランド, ボスニア・ヘルツェゴビナ, 北マケドニア共和国, モルドバ, モンテネグロ, ラトビア, リトアニア, ルーマニア, ロシア
(2)	大洋州, 中南米, アフリカ, (1)の除外国
(3)	アジア

別表第2の2 第7条第1項第1号 (規程第2条第3項第1号) 関係

別表第2の地域区分	(1)北米, 欧州, 中近東 (除外国を除く。)	(2)大洋州, 中南米, アフリカ, (1)の除外国	(3)アジア
金額	360,000円	320,000円	240,000円

備考

金額には, 授業料, 現地活動費, 往復渡航費を含む。

別表第2の3 第7条第1項第1号 (規程第2条第3項第2号, 第4号, 第5号及び第6号) 関係

留学期間	別表第2の地域区分		
	(1)北米, 欧州, 中近東 (除外国を除く。)	(2)大洋州, 中南米, アフリカ, (1)の除外国	(3)アジア
14日以上29日以下	450,000円	400,000円	300,000円
30日以上43日以下	640,000円	540,000円	400,000円
44日以上57日以下	710,000円	620,000円	470,000円
58日以上71日以下	780,000円	700,000円	540,000円
72日以上85日以下	850,000円	780,000円	610,000円
86日以上99日以下	920,000円	860,000円	680,000円

100日以上106日以下	955,000円	890,000円	715,000円
--------------	----------	----------	----------

備考

金額には、授業料、現地活動費、往復渡航費を含む。

別表第2の4 第7条第2項第1号関係

別表第2の地域区分	(1)北米，欧州， 中近東（除外国を 除く。）	(2)大洋州，中南 米，アフリカ， (1)の除外国	(3)アジア
現地活動費（月額）	140,000円	120,000円	100,000円

別表第2の5 第8条の3第1号関係

別表第2の地域区分	(1)北米，欧州， 中近東（一部の国 を除く）	(2)大洋州，中南 米，アフリカ， (1)の除外国	(3)アジア
金額	192,000円	160,000円	144,000円

別表第2の6 第8条の3第2号関係

留学期間	別表第2の地域区分		
	(1)北米，欧州，中 近東（一部の国を 除く）	(2)大洋州，中南 米，アフリカ， (1)の除外国	(3)アジア
14日以上29日以下	240,000円	200,000円	180,000円
30日以上43日以下	300,000円	220,000円	200,000円
44日以上57日以下	300,000円	240,000円	220,000円
58日以上71日以下	300,000円	260,000円	240,000円
72日以上85日以下	300,000円	280,000円	260,000円
86日以上99日以下	300,000円	300,000円	280,000円
100日以上106日以下	300,000円	300,000円	290,000円

別表第3 第5条第3項第2号，第7条第2項第2号イ，第8条の2第3号及び第4号，第11条第2号イ，第24条第3項第2号並びに第26条第1号及び第2号関係

地区	金額
アジア地域	150,000円
上記以外の地域	250,000円

備考

- 1 第5条第3項第2号の規定によるこの表の適用については、金額には、事前・事後研修参加費及び往復渡航費を含む。
- 2 第7条第2項第2号イの規定による高校生コース（アカデミック（ロング））の派遣留学生の往復渡航費及び第24条第3項第2号の規定による地域人材コースの派遣留学生の往復渡航費に対するこの表の適用については、「150,000円」とあるのは「100,000円」と、「250,000円」とあるのは「200,000円」とする。

- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により，一時帰国を余儀なくされた全国コース及び地域人材コースの派遣留学生に対するこの表の適用については，「150,000円」とあるのは「100,000円」と，「250,000円」とあるのは「200,000円」とする。

別表第4 第5条第3項第3号，第7条第2項第3号，第8条の2第4号，第11条第3号及び第24条第3項第3号関係

奨学金支給期間	金額
1年以内	300,000円
1年を超える	600,000円

別表第5 第11条第2号ア及び第24条第3項第2号関係

会場	大学等（キャンパス）が所在する都道府県	支援内容 （前泊なし）	支援内容 （前泊あり）
関東	北海道，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県	50,000円	54,000円
	鳥取県，島根県，山口県，徳島県，愛媛県，香川県，高知県	40,000円	44,000円
	青森県，秋田県，広島県	25,000円	29,000円
	岩手県，福井県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県，岡山県	20,000円	24,000円
	宮城県，山形県，新潟県，富山県，石川県，岐阜県，愛知県，三重県，滋賀県	15,000円	19,000円
	福島県，長野県	10,000円	14,000円
	茨城県，栃木県，群馬県，山梨県，静岡県	5,000円	9,000円
	東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県	0円	0円
関西	北海道	60,000円	64,000円
	青森県，岩手県，秋田県，沖縄県	50,000円	54,000円
	長崎県，宮崎県	40,000円	44,000円
	宮城県，山形県，福島県，新潟県，大分県，鹿児島県	30,000円	34,000円
	栃木県，群馬県，熊本県	25,000円	29,000円
	茨城県，東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県，福岡県，佐賀県	20,000円	24,000円
	山梨県，長野県，山口県，愛媛県	15,000円	19,000円
	富山県，静岡県，広島県，島根県，高知県	10,000円	14,000円
	福井県，石川県，岐阜県，愛知県，三重県，鳥取県，岡山県，徳島県，香川県	5,000円	9,000円
	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県	0円	0円

別表第5の2 第7条第1項第2号及び第2項第2号ア，第11条第2号ア並びに第24条第3項第2号関係

会場	高等学校等が所在する都道府県又は支庁	支援内容
宇都 支庁	渡島支庁，釧路支庁，宗谷支庁，網走支庁，檜山支庁，根室支庁	15,000円

	十勝支庁, 日高支庁	10,000円
	上川支庁, 胆振支庁, 空知支庁, 留萌支庁	5,000円
	石狩支庁, 後志支庁	0円
宮城県	秋田県, 青森県	15,000円
	岩手県	5,000円
	山形県, 福島県	2,000円
	宮城県	0円
東京都	北海道, 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	50,000円
	鳥取県, 島根県, 山口県, 徳島県, 愛媛県, 香川県, 高知県	40,000円
	青森県, 秋田県, 広島県	25,000円
	岩手県, 福井県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 岡山県	20,000円
	宮城県, 山形県, 新潟県, 富山県, 石川県, 岐阜県, 愛知県, 三重県, 滋賀県	15,000円
	福島県, 長野県	10,000円
	茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県, 静岡県	5,000円
	東京都, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県	0円
愛知県	長野県	10,000円
	静岡県	5,000円
	三重県	2,000円
	愛知県, 岐阜県	0円
大阪府	北海道	60,000円
	青森県, 岩手県, 秋田県, 沖縄県	50,000円
	長崎県, 宮崎県	40,000円
	宮城県, 山形県, 福島県, 新潟県, 大分県, 鹿児島県	30,000円
	栃木県, 群馬県, 熊本県	25,000円
	茨城県, 東京都, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 福岡県, 佐賀県	20,000円
	山梨県, 長野県, 山口県, 愛媛県	15,000円
	富山県, 静岡県, 広島県, 島根県, 高知県	10,000円
	福井県, 石川県, 岐阜県, 愛知県, 三重県, 鳥取県, 岡山県, 徳島県, 香川県	5,000円
	滋賀県, 和歌山県	2,000円
京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県	0円	
岡山県	愛媛県, 山口県	10,000円
	鳥取県, 島根県, 広島県, 徳島県, 高知県	5,000円
	香川県	2,000円
	岡山県	0円
福岡県	沖縄県	50,000円
	宮崎県	15,000円
	大分県, 鹿児島県	10,000円
	山口県, 長崎県, 熊本県	5,000円
	佐賀県	2,000円
	福岡県	0円

別表第6 第11条第4号関係

消耗品費	図書・書籍，事務用品等の消耗品の経費 ただし，派遣留学生の教科書等通常学生が負担すべき費用については，対象外とする。
人件費	事務局職員や企業と高等教育機関をつなぐ地域コーディネーター等の 人件費
謝金	専門的知識，情報，技術の提供等の協力を得た人に対する謝礼に要する 経費
旅費	国内旅費，外国旅費，招へい旅費等
業務委託費	業務委託に要する経費
印刷製本費	資料等の印刷，製本に要する経費
会議費	会議，報告会等の開催に要する経費
通信運搬費	物品の運搬，通信・電話料(本事業に係る経費として明確に区分計上 できる場合)，振込手数料等に要する経費
支払賃借料	物品等の借損及び使用，施設・設備使用に要する経費
広告宣伝費	広報に要する経費
雑費	その他上記に分類できない経費